

育児・介護休業または勤務時間の
短縮制度を利用している方へ

生活資金を お貸しします！

三重県では東海労働金庫と協調して、育児・介護休業等を取得している
勤労者の方を対象に、生活資金を低利でお貸ししています。

【貸付限度額】 120万円以内

【貸付期間】 5年以内

【貸付利率】 年2.0%（保証料を含む）

【融資対象者】

1. 年収150万円以上400万円以内である方
2. 三重県内に居住または県内の事業所に勤務している方
3. 同一事業所に1年以上継続して勤務している方
4. 次のいずれかに該当する方
 - ・ 育児休業または介護休業を取得し、同一事業所に復職する方
 - ・ 産前休暇及び産後休暇を取得し、同一事業所に復職する方
 - ・ 働きながら、就学までの子を養育するためまたは要介護状態にある家族を介護するために、勤務時間の短縮制度を利用している方

* その他貸付にあたっては東海労働金庫での審査があります。



詳しくは東海ろうきんインフォメーションセンター
(0120-226616) もしくは
東海労働金庫県内各支店へお問い合わせください。
各支店窓口等その他こちらからご確認ください。

<http://www.oshigoto.pref.mie.lg.jp/work/finance2.html>



〒514-8570 津市広明町13番地 三重県雇用経済部雇用対策課勤労福祉班

TEL: 059-224-2454 FAX: 059-224-2455